

東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科における教育研究上の目的に関する規則

平成 20 年 3 月 24 日

海洋大規第 406 号

改正 平成 28 年 12 月 16 日 海洋大規第 203 号

(目的)

第 1 条 この規則は、東京海洋大学大学院学則（平成 16 年海洋大規第 101 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科（以下「研究科」という。）の各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確にするために定める。

(教育研究上の目的)

第 2 条 研究科においては、海洋とその可能性に興味と関心を持ち、海洋に関する学術の理論及び応用を探究し、先端領域を切り拓く高度の専門能力と独創性、及び国際的に活躍できる豊かな教養と倫理性を併せ持つ高度専門職業人や研究者を養成するとともに、海洋分野の諸課題に係わる基礎から応用に至るまでの高度な研究を行うことにより、直面する諸課題の解決を図ることで、人類社会の発展に寄与することを教育研究上の目的とする。

2 各専攻の教育研究上の目的については、次の表に掲げるとおりとする。

課 程	専 攻 名	教育研究上の目的
博 士 前 期 課 程	海洋生命資源 科学専攻	海洋生物の生理・生態について、生命科学と資源生物学を基盤として解明し、食料や産業資源としての海洋生物の管理と保全、収穫システムや増養殖生産、環境修復や有益環境の創出等、海洋生物の持続的生産と利用のための適正な生産・管理システムに関する基礎・応用・学際的な教育研究を行う。
	食機能保全科 学専攻	人の健康増進及び恒常性の維持並びに食資源の有効利用・ロス削減に貢献するため、水産食品を中心に原料から消費に至るまで、食品の安全性・健全性の確保・向上、加工法、品質の維持及び流通に関する学理の教育研究を行うとともに、食品の機能性向上に関する学理及び先端技術の教育研究を行う。
	海洋資源環境 学専攻	海洋環境を保全しつつ、資源を持続的に利用するため、海洋の成り立ちと保全、海洋生物と環境との関わり、海洋・海底資源及びエネルギーの開発と利用に係わる諸課題について、理学的及び工学的な視点からその先端的な学理と応用技術に関する教育研究を行う。
	海洋管理政策 学専攻	海洋に関する総合的知識を持ち、長期的・多角的視野に立って海洋政策を立案する高度専門職業人の育成を行う。そのために、自然科学・社会科学・人文科学を融合した教育を行うとともに、ケースメソッド、フィールド実習等による実践的な教育研究を行う。
	海洋システム 工学専攻	海洋人工物と海洋環境の調和という観点に立ち、海洋観測・調査・作業機器や船舶・機械構造物等を、機械工学・システム工学・環境工学・

		安全工学を核とした開発・設計・構築又は新規製作技術開発など、総合工学的なアプローチにより高度に発展させるための教育研究を行う。
	海運ロジスティクス専攻	国際海運の基幹である船舶の安全運航と輸送の効率化、海洋環境保全及び海洋開発技術の発展等、並びに商品の流れを生産から消費までの過程で捉えたロジスティクスの社会工学的視点、経営・経済的視点からの分析による計画設計、運用管理及び政策に関する教育研究を行う。
	食品流通安全管理専攻	フードサプライチェーン全体において、HACCPの考え方に基づく食品安全マネジメントシステムを構築し、食品の安全管理に重点を置いた経営を実現するため、制御技術、コミュニケーション、組織運営などに関する技術開発、運用管理、対応策立案に関する教育研究を行う。
博士 後期 課程	応用生命科学専攻	海洋生物の生理・生態・機能を総合的に解明し、海洋生物資源の持続的生産と高度有効利用に応用することを目的とする。具体的には海洋生物の保全、資源管理、増養殖、食品としての利用、有用物質の単離や生産を目指した先端的学理と技術開発に関する教育研究を行う。
	応用環境システム学専攻	海と人間の共生の観点から、海流の変動機構・物質拡散の計測と予測、資源探査技術の創出、海洋生物と環境の関わり、安全効率的な海上交通輸送システムの構築、先端推力・エネルギー機器・機械システムの開発、海洋管理政策提言等、海洋環境の解明・利用・保全に関する学理と技術に関する教育研究を行う。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年海洋大規第 203 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日に在学する学生及び改正前の専攻に再入学する学生にあっては、なお従前の例による。